

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月17日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第143号

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第5条」に、「市長が」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が」に、「市長に」を「指定管理者に」に改める。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に改め、「の各号」を削る。

第5条中「第8条」を「第9条」に、「管理受託者（条例第12条の規定に基づき京都市文化財建造物保存技術研修センターの管理の委託を受けた団体をいう。）」を「指定管理者」に改める。

第6条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別記様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(文化市民局文化部文化財保護課)